

令和6年門審第30号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年5月5日12時00分

山口県角島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	漁船A	モーターボートB
総 ト ン 数	14.89トン	10.0トン
登 録 長	14.98メートル	9.92メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	610キロワット	588キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央に操舵スタンド、その前方に1号レーダー、右舷側に魚群探知機及び機関操縦レバー、左舷側に2号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備え、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生1人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾2.8メートルの喫水をもって、令和2年5月5日11時25分山口県特牛港を発し、角島北西方沖合30海里の漁場に向かった。

a受審人は、2海里レンジとした1号レーダー、0.75海里レンジとした2号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、角島南方沖合を西行していたところ、左舷船首方約1海里のところを先航する僚船以外に他船を見掛けず、11時45分半僅か前角島灯台から153度（真方位、以下同じ。）1.7海里の地点で、針路を290度に定めて自動操舵とし、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

11時57分a受審人は、角島灯台から225度1.2海里の地点に達したとき、正船首830メートルのところに、Bを視認することができ、ほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前方を一見して僚船以外に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わな

かったので、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けずに続航し、12 時 00 分角島灯台から 241 度 1.5 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首が B の右舷中央部に、後方から 70 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力 3 の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、B は、船体中央やや船尾寄りの右舷側に操縦区画を設け、同区画前部に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、前方及び左舷側に GPS プロッター画面を重畳表示できるレーダーをそれぞれ備え、全長 12 メートル以上の FRP 製モーターボートで、b 受審人が 1 人で乗り組み、知人 3 人を乗せ、釣りの目的で、船首 0.3 メートル船尾 1.2 メートルの喫水をもって、同日 09 時 15 分北九州市門司区所在のマリーナを発し、角島西方沖合 2 海里の釣り場に向かった。

b 受審人は、角島南方沖合を北上し、11 時 00 分目的の釣り場に到着して釣りを行い、釣果が良くなかったことから釣り場を移動し、11 時 40 分衝突地点付近で、船首から傘部の直径が 8 メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入して張索に連結した直径 15 ミリメートル（以下「ミリ」という。）の合成繊維製引索を 20 メートル、同アンカーの頂部と連結索でつながれた直径 30 センチメートルの球形の黄色ブイに連結した直径 8 ミリの同製引揚索を 20 メートルそれぞれ延出して船首部のたつに係止し、船首が北方を向いた状態で、機関を停止して漂泊を開始した。

b 受審人は、後部甲板の右舷側で釣りを行っていたところ、11 時 55 分右舷後方 1,390 メートルのところに、A を初めて認め、11 時 57 分衝突地点で、船首が 000 度を向いていたとき、同船が

右舷船尾70度830メートルのところとなり、その後Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、12時00分少し前右舷至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、球状船首及び船首外板に擦過傷等を生じたが、のちに修理され、Bは、右舷中央部外板に破口を生じて沈没し、a受審人及び同乗者全員がAに救助された。

（航法の適用）

本件は、角島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係についての航法規定がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、角島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、角島西方沖合において、漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務

があった。しかるに、同人は、前方を一見して僚船以外に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、角島西方沖合において、釣りのため漂泊中、右舷後方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月13日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二